

## 練馬区工場・指定作業場、特定施設等の情報公開要領

平成 15 年 2 月 24 日

練環環発第 377 号

### (目的)

第 1 条 この要領は、区内の土壌・地下水汚染に係るリスクその他、土地の所有者等が土壌汚染対策を確実に実施するために有用な区の保有する情報を公開するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

### (公開する情報)

第 2 条 この要領で扱う区の保有する情報は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）第 2 条第 7 号に規定する工場および第 8 号に規定する指定作業場に関する情報
- (2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「環境確保条例施行規則」という。）第 58 条第 1 項の表の上欄に掲げる土地のうち、環境確保条例第 116 条および第 116 条の 2 の規定に基づく汚染状況調査を実施したものに関する情報
- (3) 環境確保条例第 120 条第 2 項に基づく公表に係る土地に関する情報
- (4) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 6 項に規定する特定事業場、同条第 8 項に規定する有害物質使用特定事業場および第 14 条の 3 第 1 項に規定する有害物質貯蔵指定事業場に関する情報
- (5) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場および第 12 条第 1 項に規定する除害施設を設置している事業場に関する情報
- (6) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項および第 11 条第 1 項に基づく区域の指定に関する情報

### (情報の公開方法)

第 3 条 区長は、前条に係る情報について記載した文書（以下「閲覧用台帳」という。）を整備し、閲覧の方法により公開する。

### (閲覧用台帳の内容)

第 4 条 閲覧用台帳の種類および記載項目は、別表のとおりとする。

### (閲覧手続)

第 5 条 閲覧用台帳の閲覧を希望する者は、閲覧申込書（様式）を環境課長に提出しなければならない。ただし、練馬区公式ホームページにより閲覧用台帳を閲覧する場合は、この限りでない。

### (手数料)

第 6 条 閲覧用台帳の閲覧にかかる手数料は、無料とする。

### (その他)

第 7 条 この要領に定めのない事項については、法令等に定めのある場合を除き、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）の定めるところによる。

### 付 則

この要領は、制定の日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 31 日 21 練環環第 563 号）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 25 日 26 練環環第 1108 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 11 月 15 日 1 練環環第 1459 号）

1 この要領は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の練馬区工場・指定作業場、特定施設等の情報公開要領の様式による用紙で現に現存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和 3 年 12 月 27 日 3 練環環第 1813 号）

1 この要領は、令和 3 年 12 月 27 日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の練馬区工場・指定作業場、特定施設等の情報公開要領の様式による用紙で現に現存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和 6 年 3 月 13 日 5 練環環第 2067 号）

この要領は、令和 6 年 3 月 13 日から施行する。

付 則（令和 6 年 9 月 25 日 6 練環環第 1401 号）

1 この要領は、令和 6 年 9 月 25 日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の練馬区工場・指定作業場、特定施設等の情報公開要領の様式による用紙で現に現存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和 7 年 9 月 19 日 7 練環環第 1393 号）

この要領は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。

別表（第4条関係）

	閲覧用台帳の種類	記載項目
1	工場・指定作業場一覧 （第2条第1号関係）	台帳番号、名称および所在地 業種（指定作業場にあつてはその種類） 実廃止日 廃止等の種別および届出日または処理日
2	土壤汚染情報公開台帳 （第2条第2号関係）	環境確保条例施行規則第58条第2項から第4項までに 規定する事項
3	未調査地一覧 （第2条第3号関係）	土地の場所および範囲ならびに公表日
4	届出事業場名簿 （第2条第4号関係）	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設の種 類その他東京都環境局から閲覧に供するために提供さ れた事項
5	届出事業場名簿 （第2条第5号関係）	下水道法第11条の2第2項に規定する特定施設の種 類その他東京都下水道局から閲覧に供するために提供さ れた事項
6	区域の指定状況 （第2条第6号関係）	整理番号、指定年月日および指定番号 区域が存在する場所および区域の面積 指定基準に適合しない特定有害物質

様式（第5条関係）

年 月 日

練馬区環境課長 殿

閲覧申込書

練馬区工場・指定作業場、特定施設等の情報公開要領第5条に基づき、下記のとおり台帳の閲覧を申し込みます。

記

1 申込者氏名等（本人名刺添付可）

会 社 名	
住 所	
申 込 者 氏 名	
電 話	

2 台帳の種類（閲覧を希望するものにまたは）  全て

- 工場・指定作業場一覧（環境確保条例）
- 土壌汚染情報公開台帳（環境確保条例）
- 未調査地一覧（環境確保条例）
- 届出事業場名簿（水質汚濁防止法、下水道法・東京都下水道条例）
- 区域の指定状況（土壌汚染対策法）